

「中華人民共和国營業稅暫定條例實施細則」

(2009年1月1日 施行)

日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部中国北アジア課編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、以下のURLよりご参照いただけます。

(http://www.gov.cn/flfg/2008-12/18/content_1181764.htm)

中華人民共和国營業稅暫定條例實施細則

(財政部 國家稅務總局第 52 号令)

- 第 1 条 「中華人民共和國營業稅暫定條例」(以下、「條例」)に基づき、本細則を定める。
- 第 2 条 條例第 1 条でいう條例で定める役務とは、交通運輸業、建築業、金融保險業、郵便通信業、文化スポーツ業、娯樂業、サービス業の税目徴収範囲に属する役務(以下、「課税役務」)を指す。
加工と修理、整備は、條例で定める役務(以下、「非課税役務」)には属さない。
- 第 3 条 條例第 1 条でいう條例で定める役務の提供、無形資産の譲渡または不動産の販売とは、條例で定める役務の有償提供、無形資産の有償譲渡または不動産所有権の有償譲渡の行為(以下、「課税行為」)を指す。ただし単位または個人商工事業者が雇用した従業員は、当単位または雇用主に條例に定める役務を提供するものであり、その中に含まれない。
前項でいう有償とは、通貨、物品またはその他經濟利益を取得することを指す。
- 第 4 条 條例第 1 条でいう中華人民共和國国境内(以下、「国境内」)での條例に定める役務の提供、無形資産の譲渡または不動産の販売とは、次のものを指す。
(1) 條例に定める役務を提供または受け入れる単位または個人が国境内に存在する。
(2) 譲渡する無形資産(土地使用権を含まない)の受け入れ単位または個人が国境内に存在する。
(3) 土地使用権を譲渡または賃貸する土地が国境内にある。
(4) 販売または賃貸する不動産が国境内にある。
- 第 5 条 納税者に下記状況のいずれかがある場合、課税行為の発生と見なす。
(1) 単位または個人が不動産または土地使用権をその他単位または個人に無償贈与する。
(2) 単位または個人が建築物を自ら新規に建築(以下、「自主建築」)してから販売し、そうして発生した自主建築行為。
(3) 財政部、國家稅務總局が定めるその他の状況。
- 第 6 条 ある販売行為が、課税役務にかかわりかつ物品にもかかわる場合は、混合販売行為とする。本細則第 7 条の規定を除き、物品の生産、卸売りまたは小売りに従事する企業、企業性単位と個人商工事業者の混合販売行為は物品販売と見なし、營業稅を納付しない。その他単位と個人の混合販売行為は課税役務の提供と見なし、營業稅を納付する。
第 1 項でいう物品とは有形動産を指し、電力、熱力、気体を含む。
第 1 項でいう物品の生産、卸売りまたは小売りに従事する企業、企業性単位と個

人商工事業者は、物品の生産、卸売りまたは小売りへの従事を主として、課税役務を兼業する企業、企業性単位と個人商工事業者をその中に含む。

第7条 納税者の下記混合販売行為は、課税役務の売り上げと物品の販売額を別々に計算しなければならず、その課税役務の売り上げについては営業税を納付し、物品販売額は営業税を納付しない。別々に計算していない場合、主管税務機関がその課税役務の売り上げを査定する。

- (1) 建築業役務の提供と同時に自家生産物品を販売する行為。
- (2) 財政部、国家税務総局が定めるその他の状況。

第8条 納税者が課税行為と物品または非課税役務を兼業している場合、課税行為の売り上げと物品または非課税役務の販売額を別々に計算しなければならず、その課税行為の売り上げについては営業税を納付し、物品または非課税役務の販売額は営業税を納付しない。別々に計算していない場合、主管税務機関がその課税行為の売り上げを査定する。

第9条 条例第1条でいう単位とは、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会团体及びその他単位を指す。

条例第1条でいう個人とは、個人商工事業者とその他個人を指す。

第10条 本細則第11条と第12条の規定を除き、営業税の納税義務を負う単位は、課税行為が発生して通貨、物品またはその他経済利益を受領する単位とするが、法に基づき税務登記をする必要がない内設組織たる単位は含まない。

第11条 単位が請負、賃借、系列参加方式で経営しており、請負人、賃借人、系列参加人（以下、請負人と総称）に課税行為が発生し、請負人が発注人、賃貸人、系列化実施人（以下、発注人と総称）の名義で対外的に経営し、発注人が関連する法的責任を引き受けている場合は、発注人が納税者となる。そうでなければ請負人が納税者となる。

第12条 中央鉄道の運營業務の納税者は鉄道部、合弁鉄道の運營業務の納税者は合弁鉄道公司、地方鉄道の運營業務の納税者は地方鉄道管理組織、インフラ建設工事の臨時管理路線の運營業務の納税者はインフラ建設工事の臨時管理路線管理組織とする。

第13条 条例第5条でいう価格以外の費用は、受領した手数料、補助金、基金、資金調達費、返還利益、奨励費、違約金、滞納金、支払い繰延金利、賠償金、代行受領金、立替金、違約金利及びその他各種性質の価格以外の徴収費用を含む。ただし同時に以下の条件に該当し、代行で受領する政府性基金または行政事業性の徴収費用は含まない。

- (1) 国务院または財政部が設置を認可した政府性基金、国务院または省級人民政府及びその財政、価格主管部門が設置を認可した行政事業性の徴収費用。
- (2) 受領時に省級以上の財政部門が作成した財政証票を発行している。

(3) 受領した金を全額政府財政に上納している。

第 14 条 納税者の売り上げについて、営業税を算出納付後に返金発生によって売り上げを減じる場合、納付済みの営業税を還付するか、または納税者の以降の納付すべき営業税の税額から減じなければならない。

第 15 条 納税者に課税行為が発生し、代金と差引額が同一の領収証上に記載されている場合は、差し引き後の代金を売り上げとする。差引額を別の領収証とする場合は、その財務上の処理がどのようであれ、売り上げの中から差し引いてはならない。

第 16 条 本細則第 7 条の規定を除き、納税者が建築業役務（装飾役務は含まない）を提供している場合、その売り上げには工事に使用する原材料、設備及びその他物資及び動力の代金を含めなければならないが、建設側が提供する設備の代金は含まない。

第 17 条 娯楽業の売り上げは、娯楽業経営で受領したすべての代金と代金以外の費用とし、入場料、テーブルチャージ、カラオケ料金、酒たばこ、ドリンク、茶と水、生花、軽食等の受領費用及び娯楽業経営のその他各種受領費用を含む。

第 18 条 条例第 5 条第 (4) 号でいう外国為替、有価証券、先物等の金融商品売買業務とは、納税者が従事する外国為替、有価証券、物品でない先物及びその他金融商品の売買業務を指す。

物品先物は営業税を納付しない。

第 19 条 条例第 6 条でいう国務院税務主管部門の関連規定に合致する証票（以下、合法で有効な証票と総称）とは、次のものを指す。

(1) 国境内の単位または個人に支払う金で、かつ当該の単位または個人に発生する行為が営業税または増徴税の徴収範囲に属する場合、当該の単位または個人が発行する領収証を合法で有効な証票とする。

(2) 支払った行政事業性徴収費用または政府性基金については、発行した財政証票を合法で有効な証票とする。

(3) 国境外の単位または個人に支払う金については、当該の単位または個人のサイン済み証票を合法で有効な証票とし、税務機関がサイン済み証票に疑義がある場合は、それに国外公証機関による確認証明の提供を要請することができる。

(4) 国家税務総局が定めるその他合法で有効な証票。

第 20 条 納税者が、条例第 7 条でいうところの価格が明らかに低く正当な理由がない、または本細則第 5 条に列挙するところの課税行為と見なされる行為がありながら売り上げがない場合、下記の手順により売り上げを確定する。

(1) 納税者の直近時期に発生した同類課税行為の平均販売価格に基づいて査定する。

(2) その他納税者の直近時期に発生した同類課税行為の平均販売価格に基づいて査定する。

(3) 下記公式に基づいて査定する。

売り上げ＝営業コストまたは工事コスト×（1＋コスト利益率）÷（1－営業税税率）

公式中のコスト利益率は、省、自治区、直轄市税務局が確定する。

第 21 条 納税者が人民元以外の通貨で売り上げを決済する場合、その売り上げの人民元換算率については、売り上げが発生した当日または当月 1 日の人民元レート中値を選択することができる。納税者は事前にどちらの換算率を採用するか決定しなければならない。決定後 1 年間は変更してはならない。

第 22 条 条例第 8 条に定める一部免税項目の範囲は以下の通りに限定する。

- (1) 第 1 項第 (2) 号でいう障害者個人が提供する役務とは、障害者本人が社会に提供する役務を指す。
- (2) 第 1 項第 (4) 号でいう学校とその他教育機関とは、普通学校及び地、市級以上の人民政府または同級政府の教育行政部門が設立を認可し、国がその学生の学歴を承認する各種の学校を指す。
- (3) 第 1 項第 (5) 号でいう農業機械耕作とは、農業、林業、牧畜業において農業機械を使用して耕作（耕耘、栽培、刈り取り、脱穀、植物保護等を含む）を行う業務を指す。排水灌漑とは、耕地に灌漑または排水の業務を行うことを指す。病虫害予防駆除とは、農業、林業、牧畜業、漁業の病虫害の観測予報及び予防駆除の業務に従事することを指す。農業牧畜保険とは、栽培業、養殖業、牧畜業で栽培、飼養した動植物に保険を提供する業務を指す。関連技術研修とは、農業機械耕作、排水灌漑、病虫害予防駆除、植物保護業務に関連する、及び農民に農業牧畜保険の知識を獲得させる技術研修業務を指す。家禽、家畜、水生動物の交配と疾病予防治療業務の免税範囲は、当該の役務と関連する薬品と医療用具を提供する業務を含む。
- (4) 第 1 項第 (6) 号でいう記念館、博物館、文化館、文物保護単位の管理組織、美術館、展覧館、書画院、図書館が行う文化活動とは、これらの単位が自らの場所で行う、文化スポーツ業税目徴収範囲に属する文化活動を指す。その入場料収入とは、最初の入場券（訳注：ある施設に最初に入る時の入場券。例えばその内部にある施設に別途入場券が必要となる場合は、その入場券は「最初の入場券」に含まれない）販売の収入を指す。宗教的場所が行う文化、宗教活動の入場料収入とは、寺院、道教寺院、イスラム教寺院と教会が行う文化、宗教活動の入場料販売の収入を指す。
- (5) 第 1 項第 (7) 号でいう輸出物品に提供する保険製品は、輸出物品保険と輸出信用保険を含む。

第 23 条 条例第 10 条でいう営業税課税最低限とは、納税者の売り上げ合計が課税最低限に達することを指す。

営業税課税最低限の適用範囲は個人に限る。

営業税課税最低限の範囲は以下の通り定める。

- (1) 期間ごとに納税する場合、月の売り上げ 1,000 元～5,000 元とする。
- (2) 都度納税する場合、毎回（日）の売り上げ 100 元とする。

省、自治区、直轄市の財政庁（局）、税務局は、規定の範囲内で、実情に応じて当地区で適用する課税最低限を確定し、財政部、国家税務総局に報告、登録しなければならない。

第 24 条 条例第 12 条でいう受領済み営業収入金とは、納税者の課税行為発生の過程または完了後に受領した金額を指す。

条例第 12 条でいう営業収入金の請求書を取得した当日とは、書面契約書で確定した支払い日の当日とする。書面契約書を締結していない、または書面契約書で支払日を確定していない場合は、課税行為が完了した当日とする。

第 25 条 納税者の土地所有権の譲渡または不動産の販売について、代金事前徴収方式をとっている場合、その納税義務発生時期は事前徴収代金受領の当日とする。

納税者の建築業またはリース業役務の提供について、代金事前徴収方式をとっている場合、その納税義務発生時期は事前徴収代金受領の当日とする。

納税者に本細則第 5 条でいう不動産または土地所有権をその他単位または個人に無償贈与することが発生した場合、その納税義務発生時期は不動産所有権、土地所有権が移転した当日とする。

納税者に本細則第 5 条でいう自主建築行為が発生した場合、その納税義務発生時期は自主建築の建築物販売の納税義務が発生した時期とする。

第 26 条 条例第 14 条の規定に基づき、納税者は課税役務の発生地、土地または不動産所在地の主管税務機関に納税申告をしなければならず、納税申告をしなければならない月から 6 カ月を超えても納税申告をしなかった場合は、その組織所在地または居住地の主管税務機関が追徴課税する。

第 27 条 銀行、財務公司、信托投资公司、信用社、外国企業常駐代表組織の納税期限は一つの四半期とする。

第 28 条 本細則は 2009 年 1 月 1 日から施行する。